

【介護予防・介護保険】 利用料金表（重要事項説明書別紙）

【訪問看護費】

※1単位 = 10.21円

《訪問看護》

提供時間	単位数	基本利用料	利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
20分未満	314	3,205円/回	321円/回	641円/回	962円/回
20～30分未満	471	4,808円/回	481円/回	962円/回	1,442円/回
30～60分未満	823	8,403円/回	840円/回	1,681円/回	2,520円/回
60～90分未満	1,128	11,517円/回	1,152円/回	2,303円/回	3,455円/回

《予防訪問看護》

提供時間	単位数	基本利用料	利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
20分未満	303	3,094円/回	309円/回	619円/回	928円/回
20～30分未満	451	4,605円/回	461円/回	921円/回	1,382円/回
30～60分未満	794	8,107円/回	811円/回	1,621円/回	2,432円/回
60～90分未満	1,090	11,129円/回	1,113円/回	2,226円/回	3,339円/回

* 20分未満の訪問看護の場合、1回/週以上20分以上の訪問看護を行っていることが必要

* 准看護師が訪問の場合は、上記90%の利用料金となります。

* 利用者負担額はあくまでも目安となります。実際の請求金額と誤差が生じる場合があります。

【加算】

加算の種類	単位数	加算の内容
初回加算（Ⅰ）	初回利用の月1回 350単位 (利用者負担額：357円/月)	新規に訪問看護計画を作成し、病院・診療所等から退院した当日に訪問看護を提供した場合 * 初回加算（Ⅱ）を加算した場合、加算しない
初回加算（Ⅱ）	初回利用の月1回 300単位 (利用者負担額：306円/月)	新規に訪問看護計画を作成し、病院・診療所等から退院した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合 * 初回加算（Ⅰ）を加算した場合、加算しない

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位/月 (利用者負担額：613円/月)	・利用者または家族の電話等に常時対応でき、必要時に緊急訪問を行える体制をとっている ・緊急時訪問における業務負担軽減に資する業務管理体制が整備されている場合
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位/月 (利用者負担額：586円/月)	利用者または家族の電話に常時対応でき、必要時緊急訪問を行える体制をとっている場合
特別管理加算（Ⅰ）	500単位/月 (利用者負担額：511円/月)	気管カニューレ、留置カテーテルなどを装着している場合
特別管理加算（Ⅱ）	250単位/月 (利用者負担額：256円/月)	在宅酸素、深い褥瘡の処置などを行っている場合
早朝加算 夜間加算	基本料金に25%を加算	早朝（6：00～8：00まで）、夜間（18：00～22：00まで）に計画設定した訪問看護を実施した場合
深夜加算	基本料金に50%を加算	深夜（22：00～6：00まで）に計画設定した訪問看護を実施した場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位を加算 (利用者負担額7円/回)	厚生労働省が定める体制・人材要件を満たす場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3単位を加算 (利用者負担額3円/回)	
退院時共同指導加算	退院または退所1回に限り、600単位加算（利用者負担額 613円/月） ※特別な管理を必要とする利用者については2回上限	退院（退所）前に、病院や老人保健施設において退院（退所）後の在宅療養について指導、相談を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	250単位/月 (利用者負担額 256円/月)	訪問介護事業所と連携して、痰の吸引や胃・腸ろうなどからの経管栄養が必要な利用者への計画作成や訪問介護員への助言などを行った場合
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	(2人目職員に対して) 訪問時間 30分未満 254単位/回 (利用者負担額 260円/回) 訪問時間 30分以上 402単位/回 (利用者負担額 411円/回)	厚生労働大臣の定める状態の利用者に対し、同時に複数の看護師で訪問した場合
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	(2人目職員に対して) 訪問時間 30分未満 201単位/回 (利用者負担額 206円/回) 訪問時間 30分以上 317単位/回 (利用者負担額 324円/回)	厚生労働大臣の定める状態の利用者に対し、同時に看護師と看護補助者にて訪問した場合に加算
長時間訪問看護加算	300単位/回 (利用者様負担額 307円/回)	特別管理加算を算定されている利用者様に、90分以上の訪問看護を提供した場合

ターミナルケア加算	2500単位/月 (利用者様負担額 2553円/月)	逝去日及び逝去日前14日以内に2日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合
看護体制強化加算 (I)	550単位/月 (利用者負担額 562円/月)	※いずれも条件が合致した場合算定 ①6か月以前に緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50/100以上であること ②6か月以前に利用者総数のうち特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20/100以上であること ③12か月以前にターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること
看護体制強化加算 (II)	200単位/月 (利用者負担額 204円/月)	※いずれも条件が合致した場合算定 ①、②は上記看護体制強化加算 (I) と同様 ③12か月以前にターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること
専門管理加算	250単位/月 (利用者負担額 256円/月)	・緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 ・特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合 *どちらか一方もしくは両方該当の場合、加算される
遠隔死亡診断補助加算	150単位 (利用者負担額 153円)	主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断補助を行った場合
口腔連携強化加算	50単位/月 (利用者負担額 51円/月)	・口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合 ・歯科点数表区分番号C 000の歯科訪問診療の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師または歯科衛生士が相談等に対応する体制を確保し、文書等で取り決めている場合

【その他の利用料】

時間延長利用料	2,000円/30分	長時間訪問看護加算を算定する場合以外に、訪問看護に要した時間が90分を超えた場合
休日利用加算料	1,000円/30分	営業日以外の日に訪問した場合
お清め料	10,000円	自宅でご逝去された際、ご家族の希望によりお身体をふき清め、お見送りの準備をする場合
通院看護	6,600円または8,800円	別紙パンフレットをご覧ください
	延長 3,300円/30分	
オムツなどの材料費	実費	